

議案第 72 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市湖都文化推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議	大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成 25 年条例第 1 号）第 9 条第 1 項に規定するいじめの防止に関する行動計画を策定するために必要な事項を調査審議すること。	6 人以内	学識経験を有する者
-----------------------------	---	-------	-----------

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 73 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 処分する財産 土地

所 在 大津市大石曾束二丁目字宮原 258 番 2、同番 9、同番 10 及び同番
11

面 積 8, 128. 13 平方メートル

2 処分価格 40, 804, 000 円

3 処分の相手方 高島市安曇川町西万木 926 番地
株式会社桑原組

